

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月5日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	03(5775)2100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	03(5775)2100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 401,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,300,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成26年3月5日(水)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	7,300,000株	401,500,000	401,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	7,300,000株	401,500,000	401,500,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
55	55	100株	平成26年3月24日(月) ~平成26年3月25日(火)	-	平成26年3月25日(火)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

4 上記株式を割り当てた者からの申込がない場合、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
クレアホールディングス株式会社 本社管理部	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店	神奈川県横浜市西区北浜一丁目11番20号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
401,500,000	23,140,400	378,359,600

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

登記関連費用 登録免許税 2,810,500円、登記手数料等 254,900円

アレンジメントフィー 20,075,000円

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

a 太陽光発電施設建設事業を取り巻く環境

国策として、再生可能エネルギーへの投資を促進させるために、発電された再生可能エネルギーを電力会社が一定価格で買い取ることを国が保証する「再生可能エネルギー全量買取制度」が平成24年7月1日に施行され、中でも太陽光発電の普及が加速し、平成25年11月18日発表の経済産業省資源エネルギー庁の試算では、投資促進の結果、太陽光による発電容量が、平成24年の727万kwから平成32年には約4倍の2,800万kwに拡大する見通しとなっております。

再生可能エネルギー全量買取制度による税抜売電価格は、平成24年度施行当初（～平成25年3月）の経済産業省による認定で40円/kwhでしたが、こうした太陽光発電業界の急成長と今後の見通しを受けて、平成25年度現在（平成25年4月～平成26年3月）では36円/kwhに引き下げられました。平成26年3月までに決定予定の平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の認定では30円/kwh前半に、平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）の認定で30円/kwhに引き下げられる見通しが報道され、今後も下落基調で推移していくことが想定されております。

当社が現在確保している建設用地について、熊本県葦北郡4区画におきましては現在40円/kwhでの売電価格が確定しており、その他の建設用地37箇所（275区画想定）におきましては36円/kwhでの売電価格の申請を行っております。申請状況につきまして、経済産業省の設備認定取得は31箇所（209区画想定）取得し、残6箇所（66区画想定）は3月中に申請予定になります。また設備認定を取得した31箇所については、すべて電力会社の系統連系（発電施設を電力会社に接続すること）の申請をしております。

b 当社の太陽光発電施設建設事業への取組み

・取組み方針とこれまでの取組み

当社は、太陽光発電業界の急成長に鑑み、既存事業の建設事業や不動産事業へのシナジー効果が期待される太陽光発電事業を推進しております。

当初、太陽光発電事業の取組みとして、一般家庭向けの太陽光発電モジュール・システムの販売を企図しておりましたが、当社グループにてローン販売を提供できなかったこと等の理由により販売は伸び悩み、小規模の遊休地や工場、倉庫の屋上等に太陽光発電モジュールを設置し電力会社等に電力を販売することを目的とした事業者向けへの販売活動へ注力し、営業活動を行ってまいりました。しかしながら、販売実績を上げたものの、受注先行型の事業展開では販売対象が限定されてしまうことから、同様に販売は伸び悩みました。

こうしたことから、当社グループ自らが太陽光発電施設建設に携わり、先行して建設用地を確保し、施設を建設するとともに発電施設そのものを一括して転売もしくは区画分譲によって小口に分けて販売する方法によるビジネスモデルへの展開を企図いたしました。

投資効率の面から2メガワットの発電規模の大型太陽光発電施設の建設・販売を想定し、そのための事業資金として、平成25年5月7日から5月30日を権利行使期間としたライツ・オフリングによる資金調達を行いました。ライツ・オフリングは他資金調達と比較し、時間を要する資金調達であったこともあり、企図してから資金調達までの間、太陽光発電業界のニーズが2メガ規模から1メガ規模に変遷している中、更に1区画50kw未満

の太陽光発電施設の分譲販売が新たな太陽光発電施設の需要として台頭し、購入単位が小規模なことから大きなニーズが見込まれることに加え、経済産業省、電力会社への権利申請や太陽光発電施設の建設に要する期間が2メガおよび1メガ規模の発電施設と比較して短いこと等と、当社太陽光発電事業にとっても、太陽光発電施設の分譲販売に取り組むことは、投下資金をより短期的に販売につなげ効率的に太陽光発電施設を建設していくことで、建設する太陽光発電施設の合計発電規模、ひいては事業規模の一層の拡大につながると判断し、当該事業を軸に事業拡大することを方針として取り組むこととし、推進しております。

今後、売電価格の下落が想定される中、税抜売電価格36円/kwhでの認定取得できる建設用地を確保することは、太陽光発電施設の分譲販売もしくは売電価格の確定された権利付建設用地の売却において大きなビジネスチャンスと判断し建設用地確保に最優先に取り組みました。結果、ライツ・オフリングによる調達資金により、当社子会社であるクレア株式会社は現在までに37箇所(279区画想定)の建設用地を確保し、熊本県葦北プロジェクトにおいては、経済産業省の設備認定および電力会社との売電に関する契約等の権利を取得し、現在、着工に取りかかっており、太陽光発電施設の建設・販売に向け推進しております。そのため、現在、販売実績はありません。

なお、ライツ・オフリングによる調達資金(実質調達額:約564百万円)は、既に確保している建設用地(279区画想定)の仕入費用として約126百万円充当している内、手付金等既払金が約14百万円、残金112百万円をその土地の権利確定時に支払い、また、権利費用として約248百万円充当している内、前金等既払金が約120百万円、権利確定時に残金127百万円を支払う予定です。支払時期は平成26年3月から平成26年6月を目途としております。

ライツ・オフリングによる調達資金から建設用地確保の費用、権利費用を充当した後の残額(約188百万円)につきましては、熊本県葦北プロジェクト(11区画想定)の建設費用に充当し、平成26年9月頃の買主への施設引き渡しを目途に施設建設を行う予定です。

なお、権利取得費用は、現地調査費、設計図や連系図など、経済産業省の設備認定および電力会社との系統連系の申請書類作成のための費用になります。

・本件資金調達の目的

当社の更なる事業規模および収益の拡大に向け、本件資金調達を実行し、既に確保済みの建設用地に加えて、売電価格引き下げ前の認定による建設用地を、投資機会を逃すことなく機動的に確保するとともに、既に確保済みの建設用地において自社での太陽光発電施設建設を行うことにより、時機を逸することなく、事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断し、本件資金調達を行うことを決定いたしました。

c 使途及び支出予定時期

本件資金調達による差引手取概算額378,359,600円につきましては、太陽光発電施設の分譲販売事業に全額充当する予定です。

当社は、これまで先行して建設用地を確保してまいりました。その中、売電価格がさらに平成27年度には30円/kwhまで引き下げられる見通しであると報道され、今後の1年間が事業基盤拡充のまたとない機会であると判断しております。一方、現在確保している建設用地におきまして、現状の資金力で当社自身で施設建設し売却を行うためには、建設用地を権利取得後に転売し建設費用を捻出する必要があります。

このため、本件資金調達による太陽光発電施設の分譲販売事業への充当の使途といたしましては、平成26年3月までに決定される予定の平成26年度の売電価格に応じて、当社グループが機動的に建設用地の確保を行う資金に優先し、残金を既に確保済みの建設用地における太陽光発電施設の建設費として充当いたします。

調達額につきましては、当該業務における当社の実績や専門能力、管理体制、建設用地に対する調査体制等から当社が取り扱うことのできる建設用地を上限500区画とした上で、現在の確保済み建設用地を差し引いた約200区画分の建設用地取得代金として算出いたしました。

支出予定額につきましては、今から確保しても36円/kwhの権利確定できる建設用地取得と、平成26年3月中に決定される平成26年度の売電価格によって建設用地取得の判断を行うため、機動的な建設用地の確保代金を優先的な使途としており、また、残金につきましては、建設用地における太陽光発電施設の建設費に充当いたします。建設用地の確保につきましては、売電価格の維持および低下によって建設用地売却額の変動や案件数の変動も想定される中、優位的に建設用地を確保していく、もしくは売電価格の急落、地価の高騰や再生可能エネルギー全量買取制度の変更等の状況により建設用地を確保しない判断を機動的にすることを目的とし明確な支出予定額の詳細は現在確定しておりません。平成26年3月中に新たな売電価格が決定された後、資金使途期間である12月までに建設用地確保の判断をいたしますので、確定次第開示いたします。

支出時期につきましては、機動的な建設用地確保の資金と既に確保済みの建設用地における太陽光発電施設の建設費のいずれにおきましても、平成26年3月から12月に支出する予定であります。

調達する資金使途の合理性に関する考え方

a 本件資金調達の合理性について

当社は継続的な営業利益、当期利益、営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、また、太陽光発電施設の分譲販売について、熊本県葦北郡の4区画が先行して着工に入った段階であり販売実績もないため、当該状況を改善、解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の課題となっております。

こうした中、平成26年3月期の業績予想において、対前期での赤字額の縮小を見込んでいるものの、引き続き2億円強の赤字を計上する見通しとなっており、本件資金調達を実行し、機動的な建設用地の確保と、既に確保済みの建設用地での太陽光発電施設建設、販売を行っていく場合におきましても、その収益により当社グループ全体の費用を賄うには至らず、黒字化の見通しには至っておりません。しかしながら、黒字化を実現するためには、当社の企業としての信用度を上げることにより、取引先、業務提携先を含め、事業活動に関わる企業と幅広く関係構築を図っていくことにより、当社グループ全体の事業活動の幅を広げ、収益性を向上させることが不可欠です。従いまして、当社グループ全体の黒字化へのステップとして、売上規模の拡大、営業利益、当期利益、営業キャッシュフローのマイナスの縮小、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼回復等を実現することが可能となり、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと考え、本件資金調達が合理的であると判断いたしました。

b 事業投資価値の判断

当社グループは、前述のように、今後、売電価格の下落が想定されるところ、税抜売電価格36円/kwhでの建設用地を確保することは、太陽光発電施設の分譲販売もしくは権利付建設用地の売却において大きなビジネスチャンスと認識しており、売電価格引き下げ前の認定による太陽光発電施設の建設用地を機動的に確保するとともに、既に確保済みの各建設用地において、順次太陽光発電施設を建設、販売していくスピードを加速させることで、黒字化に向けた事業成長を一層推進したいと考えており、そのための資金調達が不可欠であると認識しております。

太陽光施設販売時期につきましては、土地確保についての判断を行った後、その残金による施設建設費の充たになりますため時期が確定しておりませんが、先行させている熊本県葦北郡の4区画につきましては、平成26年9月頃の買主への施設引き渡しを目的に発電施設を建設し販売する予定です。

また、先日、「経済産業省が、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入にともなって太陽光発電事業の許可を受けていたにもかかわらず、事業を始めようとする案件に問題があるとして、事情を聴いたうえ許可取り消しを検討する」といった報道がありましたが、当社が既に確保している建設用地におきまして当該案件に該当しておりません。

機動的な建設用地の確保

既に確保済みの建設用地に加えて、投資機会を逃すことなく、売電価格引き下げ前の認定による建設用地を確保していくためには、手付金の支払等に一定の手元資金が必要となります。これらの売電価格引き下げ前の認定による建設用地の売買においては旺盛な引き合いが見込まれますが、本件資金調達により、十分な手元資金を調達することで、建設用地の確保を機動的に行うことが可能となります。なお、平成26年3月中に確定する売電価格の維持および低下によって建設用地売却額の変動や案件数の変動も想定される中、優位的に建設用地を確保していく、もしくは確保しない判断を機動的にすることを目的としております。現在候補地はないものの、建設用地確保の際には想定される売電価格を確実に権利取得できる建設用地を確保いたします。

確保済みの建設用地における太陽光発電施設の建設、販売スピードの加速

既に確保済みの建設用地におきましては、経済産業省の設備認定および電力会社との売電に関する契約などの権利申請・取得後に、自社で太陽光発電施設の建設・販売を行う、もしくは権利付建設用地として販売することができますが、事業成長を加速することを目指し、自社での建設・販売を前提に考えております。

太陽光発電施設の建設につきましては、順次建設を進め、施設完成・分譲後にはその収益を別の案件の建設費用として充当してまいります。事業成長を加速するため、建設用地確保済みのすべての案件で建設を終えるまでの期間を短縮するためには一定の資金量が必要となります。本件資金調達により建設費用を調達することで、これを補うことができます。

c G C注記、業績への影響

G C注記について、当社は営業利益、当期利益、営業キャッシュフローのマイナスについて記載しており、当該状況を改善、解消し、金融機関からの支援を受けられる企業体質へ改善することが当社の課題となっております。これに向けて本件資金調達を行うことにより、太陽光発電施設の分譲販売における建設用地確保・権利取得、自社での施設の建設・販売を行い、売上の拡大と同時にこれらマイナスの縮小につながります。このように、当該太陽光発電施設建設事業による事業活動の成果を表面化させていくとともに、さらに、既存事業へのシナジー効果や新規事業の開拓、拡大を図っていくことで、赤字体質脱却の見通しを明確にし、金融機関からの信頼回復に努めることにより、G C注記の解消を目指したいと考えております。黒字化の時期につきましては、見通しが立った段階でお伝えいたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要および提出者と割当先との間の関係

ジャイロ投資事業組合

a 割当予定先の概要

名称	ジャイロ投資事業組合	
所在地	東京都文京区関口三丁目3番6-308号	
出資額（予定）	401,500,000円	
組成目的	投資事業等	
主たる出資者及びその比率	1. 株式会社和円商事 24.9% 東京都中央区日本橋久松町9番12号 代表取締役 本多 敏行 事業内容：ペットボトル等の廃プラスチック、非鉄スクラップ等の処理・加工・輸出 2. その他11名 75.1% （その他11名には10%以上の出資者はございません）	
業務執行組員等に関する事項	名称	ジャイロ合同会社
	所在地	東京都文京区関口三丁目3番6-308号
	代表者	代表社員 田底 亮一
	資本金	10万円
	事業の内容	投資事業組合の運営

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません
資金関係	該当事項はありません
技術又は取引等の関係	該当事項はありません

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年3月5日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

事業資金の調達としては、前述のとおり、既に確保済みの建設用地での太陽光発電施設建設、販売スピードの加速化と、追加での建設用地の確保を行い、時機を逸することなく事業成長の加速化と財務体質の改善を実現するために早急な資金調達が必要となりました。

資金調達の手法のうち、金融機関等からの借入につきましては、当社が平成25年3月期並びに直近の平成26年3月期第3四半期におきまして、依然として経常損失を計上していること、および資金調達の目的が新規事業資金であり、当該事業に係る実績が不足していること等の理由から、金融機関の当社に対する与信判断は厳しい状況にあり、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。直接調達の手法のうち、第三者割当による資金調達は、公募増資または株主割当での発行と比較して、すみやかかつ確実な資金調達方法であると考えられることにより、第三者割当増資にいたしました。

割当先のジャイロ投資事業組合は、当社グループにおける太陽光発電施設建設事業の推進企業であるクレア株式会社、太陽光発電施設の区画分譲販売に向けて、太陽光発電施設の売却方法の一つの手段として、太陽光発電施設の証券化について相談しておりました、本件のアレンジャーでもあるIISC合同会社（代表者 高本亜紀 東京都中央区八丁堀四丁目9番9号3F）より平成25年10月に紹介を受けたものであり、当該割当予定先に投資実績はないものの、太

陽光事業に対する理解が深く、当社太陽光発電施設建設事業および当社株式取得にご賛同いただきましたため、ジャイロ投資事業組合を割当先として選定いたしました。

そこで、当社取締役会において当該第三者割当増資につき慎重に検討・協議いたしましたところ、資金調達を必要とする現在の当社グループの資金需要状況に鑑み、当社グループにとって有益であると判断し、当該第三者割当増資の割当先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,300,000株

割当予定先	割当予定株数
ジャイロ投資事業組合	普通株式 7,300,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先は保有の目的が純投資であり、その時点での株価水準および株式の需給に与える影響等を考慮して、適時適切に売却する予定であります。

また、当社は、ジャイロ投資事業組合から払込期日より2年以内に本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することおよび当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得ており、当該確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

本件の第三者割当による新株式の発行に係る払込みについては、割当予定先より払込期日に全額払い込むことの確約を口頭でいただいております。払込資金について、現在、割当予定先の準備はございませんが、割当予定先組合員の預金残高を確認し、本第三者割当増資の払込期日の3営業日前までに割当予定先の銀行口座にて払込資金を準備する旨の意向表明を入手しており、払込みに要する財産を保有していると判断いたしました。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先投資事業組合の業務執行組合員と主たる組合員との面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認するとともに、当該組合の規約において反社会勢力と一切関わりを持たないことを規制していることを確認しております。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」といいます。）に加盟しており、反社会的勢力の調査について相談し情報の提供を受けております。本件第三者割当にあたり、割当予定先、業務執行組合員、法人組合員、その役員、個人組合員、その所属法人・その役員について、各種ホームページ、掲示板、情報サイトにてチェックするとともに特防連からの情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、割当予定先、業務執行組合員、全組合員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（平成26年3月4日）の東京証券取引所東証第2部市場における当社普通株式の終値（58円）の94.83%（ディスカウント率5.17%）である55円としました。当該発行価格につきましては、第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値59.16円からのディスカウント率が7.03%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値64.11円からのディスカウント率が14.21%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値67.57円からのディスカウント率が18.60%であります。

この発行価格の算定基準につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）では、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格）を基準として決定することとされております。同方針を踏まえ、当社取締役会は、市場価格である本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格基準とすることが、割当予定先に対して一方的に有利な条件ではなく、少数株主の利益を棄損しないとの判断を行い、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価とするため、第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日の終値としました。

ディスカウント率につきましては、継続している営業損失、営業キャッシュフローのマイナスの状況により、当社グループにおいて継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることから、そうしたリスクを鑑み、割当先と協議の上、ディスカウント率を5.17%に決定いたしました。

発行価額を第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日の終値の90.0%以上(ディスカウント率10.0%以下)とすることは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠していることに加え、現在、当社グループにおいて継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況の中、前述のとおり、当社の企業価値増大に向けて本件資金調達が必要不可欠と考えられることから、合理的な価額であると認識しております。また、当社監査役全員、独立役員、並びに取締役会の審議状況の検証を通じて、上記指針も勘案し決定されていること、参考とした市場価額は取締役会決議の直前営業日の価額であり、当社の状況が市場価額に反映されていると考えられることから、上記算定根拠による発行価額が有利発行に該当せず適法であると判断しております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からも、上記と同様の理由により、特に有利な価額または特に有利な条件による発行には該当しない旨、本日開催した本第三者割当に係る取締役会にて表明があり、当社取締役会は、これを踏まえ、本第三者割当による新株式の発行を決議したものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

一般の第三者割当増資による発行株式数7,300,000株における議決権数73,000個は、現在の発行済株式総数29,762,356株における、自己株式および単元未満株式分を除く議決権数295,532個に対する24.70%に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資による発行株式数7,300,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,054,021株であり、一定の流動性を有していること、および割当予定先の保有目的が純投資であり、その時点での株価水準および株式の需給に与える影響等を考慮して、適時適切に売却すると考えられることから、本第三者割当による新株式の発行数量は、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しております。

また、前述のとおり、本件資金調達は、黒字化へのステップとして、売上規模の拡大、営業利益、当期利益、営業キャッシュフローのマイナスの縮小、既存事業へのシナジー効果、当該事業を通じた事業領域、ネットワーク拡大による新規事業開拓の機会創出、上記事業活動の成果の表面化による金融機関からの信頼回復等を実現し、最終的に当社の企業価値増大に寄与していくためには必要不可欠なものと考えております。株式の希薄化を抑えた場合には、当然ながらこのような企業価値向上に向けた推進力も弱まると考えられることから、これらを総合的に勘案し、希薄化が25%を下回り、大規模な第三者割当増資に該当しない今般の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であることおよび支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ジャイロ投資事業組合	東京都文京区関口三丁目3番6-308号	-	-	7,300,000	19.81%
田中 廣明	東京都世田谷区	1,574,460	5.33%	1,574,460	4.27%
中村 義巳	東京都世田谷区	1,042,756	3.53%	1,042,756	2.83%
栄 洋輔	東京都杉並区	783,000	2.65%	783,000	2.12%
HSBC BROKING SEC. (ASIA) (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	3/F HUTCHISON HOUSE 10 HARCOURT ROAD, CENTRAL HONGKONG (東京都中央区日本橋3丁 目11-1)	702,330	2.38%	702,330	1.91%
ベンチマーク投資事業組 合	東京都渋谷区桜丘町21-7	693,300	2.35%	693,300	1.88%
本位田 望	東京都中央区	665,644	2.25%	665,644	1.81%
佐々木 洋和	東京都港区	416,100	1.41%	416,100	1.13%
白川 謙治	東京都品川区	400,000	1.35%	400,000	1.09%
奥迫 尚子	横浜市戸塚区	327,289	1.11%	327,289	0.89%
計	-	6,604,879	22.35%	13,904,879	37.73%

(注) 1 平成25年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日時点の総議決権数(295,532個)に、本株式発行により増加する議決権数(73,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第49期）及び四半期報告書（第50期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月5日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月5日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第49期）の提出日（平成25年6月28日提出）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月5日）の間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

黒田高史、松井浩文、岩崎智彦、海東時男を取締役に選任するものであります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の従業員に対してストックオプションを会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについての承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する発行に関しましては、会社法第361条に基づき、取締役に対する報酬額の範囲内で新株予約権を発行するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
黒田 高史	56,793	729	12	(注)1	可決 98.71
松井 浩文	56,815	707	12		可決 98.75
岩崎 智彦	56,815	707	12		可決 98.75
海東 時男	56,805	717	12		可決 98.73
第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件	56,806	1,021	2	(注)2	可決 98.23

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の当該議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分について賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席者の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第50期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

クレアホールディングス株式会社
取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 宜 春 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 森 伸 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても164,379千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度においても330,034千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについても273,710千円のマイナスの状況となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年3月15日の取締役会において決議されたライツ・オフリング(ノンコミットメント型)による第20回新株予約権を株主に無償で割り当てており、この新株予約権の行使により、資本金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クレアホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クレアホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度においても244,830千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年3月15日の取締役会において決議されたライツ・オフリング(ノンコミットメント型)による第20回新株予約権を株主に無償で割り当てており、この新株予約権の行使により、資本金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。